

松本市ノーマイカーデー推進市民会議規約

(名 称)

第1条 この会は、松本市ノーマイカーデー推進市民会議(以下「本会」という。)という。

(目 的)

第2条 本会は、移動手段として日常生活に密着しているマイカー利用を減らし、自転車、公共交通機関等を利用することによる環境保全と地域交流の活性化を図り、マイカーからの脱却による心のゆとり、健康保持増進を再認識しながら、人と環境にやさしいまちづくりを推進する。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ノーマイカー通勤の実践及び拡大
- (2) ノーマイカー意識の高揚事業の実施
- (3) マイカー代替手段の普及
- (4) ノーマイカーデー推進に関する調査、研究
- (5) その他、本会の目的達成のための必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する企業、団体、個人をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

2 役員は、総会において選出する。

(顧 問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(ワークショップ)

第7条 本会に、事業推進に係る研究、立案のためのワークショップを置くことができる。

2 ワークショップ委員は、会長が指名する。

(役員の任務)

第8条 役員は、次のことを行う。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、市民会議の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 団体の代表者等が職名により役員となった場合において、当該者が交替したときは、新しい代表者等が残任期間の役員を務める。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

(会計)

第11条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもってあてる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、松本市役所建設部内に置く。

2 事務局は会長の命を受け、本会の庶務及び会計事務にあたる。

(補則)

第13条 本会の規約に定めるものの他、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規約は平成15年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成16年5月19日から施行する。

附 則

この規約は平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規約は平成24年5月29日から施行する。

附 則

この規約は平成26年5月29日から施行する。